

公益財団法人沖縄県医科学研究財団
役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県医科学研究財団（以下「本財団」という。）の定款に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は役員等の特別な職務執行の対価として報酬を支給する事ができる。

- 2 特別な職務とは、本財団主催の講演会、セミナー等の講師及び座長を務めることをいう。
- 3 役員等が、前項の職務を執行したときは、理事長は、講師に対しては1回につき50,000円を限度とし、座長に対しては1回につき10,000円を限度として報酬を支払うことができる。

ただし、ここに定める額は源泉徴収税額控除後の額とする。

(費用)

第4条 本財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人沖縄県医科学研究財団法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 14 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。